

高知県教育委員会 会議録

平成22年12月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成22年12月21日(火) 13:00

閉会 平成22年12月21日(火) 14:10

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	河田 耕一
	委員	小島 一久
	委員	北添 紀子
	委員	竹島 晶代
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員		久松 朋水

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	東 好男
〃	教育次長	池 康晴
〃	子育て・親育ち推進監	佐藤 津矢子
〃	教育政策課長	黒沼 一郎
〃	総務福利課長	稲垣 正順
〃	幼保支援課長	門田 登志和
〃	小中学校課長	永野 隆史
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	特別支援教育課長	渡辺 豊年
〃	生涯学習課長	濱田 久美子
〃	全国生涯学習フォーラム推進課長	田中 宏治
〃	文化財課長	片岡 博彦
〃	スポーツ健康教育課長	刈谷 好孝
〃	人権教育課長	中澤 牧生
〃	教育政策課企画監	豊嶋 寿昭
〃	教育政策課課長補佐	岡村 一良
〃	教育政策課課長補佐	唐岩 隆之
〃	幼保支援課課長補佐	山下 文一
〃	高等学校課課長補佐	横畑 健

“ 教育政策課教育企画担当f7 中島 勝海（会議録作成）
 “ 教育政策課主幹 田中 健（会議録作成）

（４）議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 12月定例委員会を開催する。
 教育長 （提案説明）

【報告第1号 平成22年度高知県公立高等学校入学者選抜に係るアンケート調査の結果に関する報告（高等学校課）】

- 高等学校課長説明
- 質疑

教育長	<p>問1「前期選抜の定員割合の上限を50%から80%にしたことについて、どう思いますか。」について、中学校長だけが違う傾向の回答となっている。校長にとって荷がかかる質問は、肯定的な答えが少ない。上限を「多くした」ことを問う設問ではなく、その辺はまだ分析できていない。</p> <p>学校において、子どもたちのためとして前向きに捉えられているかどうかはまだ分からない。</p>
事務局	<p>1学年4クラス以上など中学校の規模が大きいと否定的な意見が多くなる傾向は若干見受けられる。必ずしも全て同じ傾向とは言いきれず、地域の要件もある。</p>
委員長 事務局	<p>学年あたりのクラスが多いのはどんな地域か。 高知市、南国市、香南市、土佐市、香美市、いの町などに大規模校は多い。なお、6Pには地区別の結果を掲載している。</p>
教育長	<p>中学校の規模というよりも希望する進学先の高等学校の状況によるものではないか。</p>
事務局	<p>志望校まで特定した分析は行っていない。</p>
委員	<p>（定員割合の上限が）いずれにしても殆どの中学生が学力検査を受けるはず。50%の方が不合格の生徒が多くなるのでそれが可哀相という意味か。</p>
事務局	<p>（否定的な回答の趣旨は）後期選抜まで残る生徒が多い方が良いというものと思う。</p>
委員	<p>どのような制度にすれば満足できるか。決定的な反対の理由とはならず、感情的なものではないか。</p>
委員	<p>志願理由書は分かれて当然のところはあるので、そこを踏まえた検討は必要と思う。</p> <p>また、前期選抜の実施時期がもうちょっと遅い時期でも良いのではという意見は、このアンケートから把握できないと思うがどうか。</p>

事務局	H18~21年まで前期は1月下旬に実施していたものを今回2月上旬に落とした経緯があり、それを踏まえた設問となっている。また、3月の実施という選択肢については入試事務上困難であった。
委員	このアンケート結果を踏まえてどうしていくのか。
事務局	分析しないと分からない点もあり、ご意見も聞きながら、志願理由書をはじめH24年度以降の改善すべき点を考えていきたい。
委員	資料20pに「否定的な回答をした理由」として「合格発表が卒業式を終えた後だから」とあるのはどういう意味か。
事務局	自由記述欄の記載であるが、再募集のことを指しているものと思われる。
教育長	<p>前期、後期、再募集と複数回の受験機会を設けており、どうしても日程的に厳しい形になる場合もあるが、要はどちらを優先するかということであり、複数の受験機会が欲しいという意見を尊重して従来からやってきているもの。前期と後期の日程を詰める工夫は今回やっている。</p> <p>もう少し細かく分析しないといけないし、設問がもう少し詳しく聞いても良かったかなという思いもある。問1の校長の意見についても、80%でなく100%が良いというものもあるかもしれない。</p>
委員	<p>学力検査を行うことについて、中学生は思ったより肯定的に受け止めており、勉強しないといけないという意識はあると思う。志願理由書については、後期と前期を明確に区分して、新たな試験であるという認識をさせているわけであり、前期が駄目であっても後期に向けて奮い立たせる意味もある。</p>
委員長	高校1年生に、将来の進路等を聞いたりするのはいつ頃か。
事務局	11月頃であり、現在分析中。
委員長	それが経年でどのように変わっているか。入試制度を変えたことで、生徒がより社会に出ていける仕組みになったかどうか重要。これまで非常に甘かったと思う。将来の姿が良い方向になっているかが大事。
教育長	<p>私が気になるのは、問1における中学校長の回答と、問4「通学区域について」における高等学校長の回答。</p> <p>制度は変更すれば不都合が必ず出てくるもの。それに対処せず、消極的な思いで否定しているのであれば問題である。</p>
委員長	<p>同感。世の中の激しい変化に対応する意識があるかどうか重要。世界的には中国やインドと競争していかなばならない。社会にしっかり出て行かせるという意識を校長にしっかり持ってもらいたい。</p>
教育長	今後分析していくので、委員の皆様もご意見があれば伺いたい。

【付議第1号 認定こども園の認定に関する議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長説明

○質疑

教育長	（認定申請に係る保育所について、就学前児童数や待機児童数の減、認可保育所の充足を理由に高知市から認可を受けられなかったことにふれて）認可保育所でなくても安心こども基金の活用により支援が可能と聞いているが。
事務局	安心こども基金はH22年度末が時限であるが、来年度延長が決まりつつある。また、H25に施行される子ども子育て新システムまでの間、何らかの形で支援が途切れることはないのではと考えている。
委員	高知市が認可しなければ、幼保連携型はあり得ないということか。
事務局	幼保連携型は認可保育所が要件となるので、そうなる。
委員	認可外となれば、保育料が自由に設定され、ユーザーにとって不利とならないか。
事務局	保育所は市役所等に保護者が申請することで入所が決まり、所得に応じて保育料が決まる。認可外保育施設は、個々の施設で料金を決めており、いわゆる直接契約の形となる。保護者はそのサービスを確認して契約することとなる。
委員	それは、幼保連携型であっても同じか。
事務局	そう。保育所の場合は保育に欠けるという入所要件が必要である。認定こども園や認可外保育施設などは、そういう入所要件に縛られず、保護者のニーズに合った選択が可能となる。結果、高知市の待機児童は23名となっている。
委員	待機児童23名を少ないとみるかどうか。待機児童の解消のためには何型であっても、保育料のやり取りは違う。救いになっていないのではないか。
事務局	認可外保育施設の場合も、当然所得が低い方は保育料を見た上での話になるだろうが、施設の規模を満たしていないところもあるし、内情は様々であるので、県としても運営費の補助など支援を行っている。しかしながら、認可保育所のように所得に対する支援はできない。その代わりに、幼稚園教育を受けさせたい保護者のニーズには応えることができる。本県の場合、待機児童は全国的にみれば少ない。
教育長	認可されれば、市の基準に則って保育料を徴収することになるだろうが、認可にならないので、保育料が高くなっている実態があるのか。
事務局	そもそも違う形で保育料は決定されているので、認定こども園になったからといってそう変わることはないと思う。
委員	0歳児で5万5千円と決まっていて、無認可でそれより低い料金設定ができるのであれば所得の低い方への支援になる。なぜ、そういう料金設定がされていないのか。
事務局	認定こども園は保護者との直接契約なので、市町村の意向などが絡

教育長	む余地はない。一定、市町村の価格設定を睨むことはあるだろうが。認可外を含めて保育料を安くする財政支援を行っていないので、横並びになってしまう面はある。
事務局	公的保育所に必ずしも縛られるわけではなく、安心こども基金を活用した支援で保育料を安く設定することは可能。一方、認可保育所は選択の余地はなく、保護者の選択の幅が広がることはない。
委員	保護者が選ぶことになればそうだろうが、預けたいのに預けることができない状況の方が23名もいるのは事実。選択肢を広げるために認定こども園があるのではないのか。
事務局	待機児童解消のために補完する施設であることは間違いない。基本的に、市町村は保育に欠ける子どもを入所させる義務がある。3歳未満の子どもを預ける施設としてキャパが増えたと捉えた方がいいかもしれない。
委員	待機児童を把握しているということだが、どうしても預けることができない状況まで把握しておいてもらいたい。
事務局	市町村の窓口まで来られて、保育に欠けるという条件に該当している方の数がこの待機児童数。認可外保育施設に入所している子どもの数は1,700名ほどだが、全部が保育に欠ける子どもではない。
	一方、全部の施設が利用されているわけではなく、子ども全体の数が少なくなって認可が増えない状況もある。充足状況としては市町村の財政状況による面が大きい。
事務局	国は当初待機児童の解消を言っていたが、認定こども園では今は子育て支援も大切な機能のひとつである。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号

原案のとおり議決